



平成 20 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 Y O Z A N  
代表者の役職名 代表取締役社長 大 島 潔  
( J A S D A Q ・ コード 6830 )  
問 い 合 わ せ 先 執 行 役 員 I R / P R 部 長 内 田 正 雄  
T E L 03-5452-4343

### 本日までの有価証券報告書の提出未了に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法に定められる有価証券報告書の提出期限である平成20年6月30日までに平成20年3月期有価証券報告書を関東財務局に提出することができず、またジャスダック証券取引所の定める株券上場廃止基準による有価証券報告書の提出期限である平成20年7月31日までに提出することができませんので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 有価証券報告書提出の遅延理由

当社は、平成 20 年 6 月 26 日「平成 20 年 3 月期有価証券報告書提出遅延に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、平成 20 年 3 月期に係る有価証券報告書について監査未了の状況であり、金融商品取引法に定められる有価証券報告書の提出期限である平成 20 年 6 月 30 日までに提出を行うことができませんでした。その後、当社におきましては監査手続きを可及的速やかに完了させ、同報告書の提出に向けて鋭意作業を進めてまいりましたが、平成 20 年 7 月 25 日「会計監査人の退任に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、当社会計監査人である監査法人ブレインワークの退任によって監査手続きが進まない状態となってしまいました。当社といたしましては、一時会計監査人の選任及び監査手続きの完了に向け、努力いたしましたが、本日現在、一時会計監査人を選任するに至らず、監査手続きを完了することも出来ておりません。係る理由から、本日までに有価証券報告書の提出を行うことができなくなっております。

##### 2. 今後の見通し

ジャスダック証券取引所の定める株券上場廃止基準によると、金融商品取引法に定められる有価証券報告書の法定提出期限より 1 か月以内に有価証券報告書の提出を行わない場合、上場廃止となる旨、規定されております。当社はこの度、法定提出期限より 1 ヶ月を経過する平成 20 年 7 月 31 日までに有価証券報告書を提出できないこととなりましたので当社株券につき、平成 20 年 8 月 1 日から整理ポストに割当てられる見通しであります。

株主の皆様をはじめ、関係各位には多大なるご迷惑をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

以上